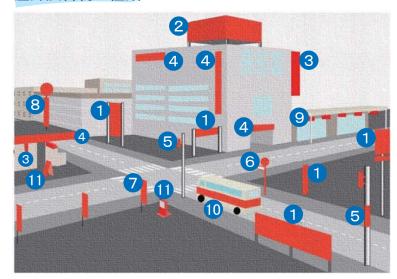
### 屋外広告物とは

#### 屋外広告物の種類



①野立広告、②屋上広告、③突出広告、④壁面広告、⑤電柱利用 広告、⑥消火栓標識利用広告、⑦のぼり旗、⑧アドバルーン、⑨ アーケード吊広告、⑩ラッピングバス、⑪立看板

#### 屋外広告物は大きく3つに分けられます

- ①「自家広告物」:店舗・事業所・営業所等に、自己の氏名や 店名、営業内容等が表示されている広告物。
- ②「案内図板」: 矢印や地図を表示し、店舗などへ案内・誘導 する広告物(必ず矢印や地図の表示が必要です。)
- ③「一般広告物」: 自家広告物や案内広告物以外のもの
- ※一般広告物が一番分かりにくいかもしれませんが、基本的 には店舗以外の場所に、その店舗名と電話番号だけが書か れた看板や、メッセージだけが書かれた看板のことです。

#### 屋外広告物の定義

- ・「常時又は一定の期間継続して表示」さ れるもの(街頭などで配られるチラシ などは含まれません。)
- ・「屋外で表示」されるもの(建物等の内 側から貼られたものは含まれません。)
- ・「不特定多数の人に対して表示」される もの(駅、野球場等で、その構内にい る特定の方を対象に表示されるものは 含まれません。)
- 「看板、立て看板、はり紙、はり札、広 告塔、建物その他の工作物に掲出・表 示」されるもの

看板を設置する場所、大きさ によって市へ申請が必要で、2 年に一度更新が必要です。

もし、壊れそうで危険な看板 を見つけたらご連絡ください!

美しい景観づくりキャンペーン In 伊豆半島 イメージキャラクター

いずみ ひかり 伊豆海 景 ちゃん キレイな景観大好き。 最近はステキな看板に キョーミあり。 カメラを持って まちあるき。



上から「白浜大浜、深根城、爪木崎」







催を見据えて、

年の東京オリンピック・パラリンピック開

伊豆半島全体の景観を良くして

昨年度から静岡県、

伊豆半島の全市町等

を立ち上げ、

「伊豆半島景観協議会」

より良い景観づくりに取り組んで

います。

という動きもあります。

平成29年

から

屋外広告物

(看板) の県条例が改正され、

屋外広告物設置の

へ申請が必要だということをご存知でしたか?を外広告物の設置には県条例で決まりがあり、

様々存在し、

らしい景色を「惜し

い」と思わせてしまう要素がその他にも本来であれば素晴

「景観まちづくり条例」を施

電柱や電線など、



ペリーロード

## 看板で彩りを添える

するのも事実です

平成29年11月、屋外広告物のルールが変わります

「惜しい」

偲ばせる古民家の前で写真を撮ろうとしたとき、

きる場所や、

てきな看板などがあると、

雰囲気を壊してしまう

ことがあります。

の皆さまにとって たまちです。

下田市は人々を魅了する景色がたくさん詰まっ

、の観光客 います

なまこ壁や史跡などが点在する市街地。

農村漁

0

営み、

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎②2219

# 安全と美のために

※変更前と変わらず、「案内図版」は家屋などに

りますが設置可能です

くなります。

最も大きな違いは「一般広告物」が設置できな

その他の広告物は規制の内容は変わ

(種類の詳細は上記参照。)

の種類によっては設置不可、

又は許可

の範囲が狭

普通規制地域より「特別規制地域」の方が看板

まります。

通規制地域から「特別規制地域」となります。史跡の周辺」と、市内の道路沿いほぼ全域が、

史跡の周辺」と、市内の道路沿市道の一部、海岸線から500m

沿いほぼ全域が、普・のの距離、文化財・

協力をよろしくお願いします。 景観を生み出すことができますので、 観を損ねますし、壊れた看板を放置したままにす とお考えになる方もいるかもしれません。 ると落下事故などの危険を伴います。 少しの工夫で看板と景色が一体となった美し しかし、無秩序に看板が乱立してしまうと、 看板設置にルールや申請 ・更新が必要なの 皆さまのご

設置をご検討の際は事前にご相談ください

月 から変更するル

大きさなどに違いがあります。 地域」が定められ、 市では国道135号と4 設置できる看板の種類や高さ 4号の一部、

文化財・史跡の周辺が「特別規制地域」に指定さ

れていますが、

11月からは

「全ての国道、

県道、

0 内容

屋外広告物には、 「特別規制地域」と 「普通規制

- 3 - 広報しもだ 2017.10月号 広報しもだ 2017.10月号 - 2 -

田市 の風景をより活かす

青く広がる海、 緑豊かな